

福祉環境委員会

令和2年8月6日(木)
10時00分～時分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、久保健康医療対策課長、
湯浅健康医療対策課副参事

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、野田環境課長

〔上下水道部〕宇津上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

1 執行部報告事項

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 令和元年度国保診療所の診療状況について | 【健康医療対策課】 |
| (2) 第3次浜田市環境基本計画の策定について | 【環境課】 |
| (3) 一般廃棄物処理基本計画の策定について | 【環境課】 |
| (4) 下水道事業の公営企業会計への更なる移行について | 【下水道課】 |
| (5) その他 | |

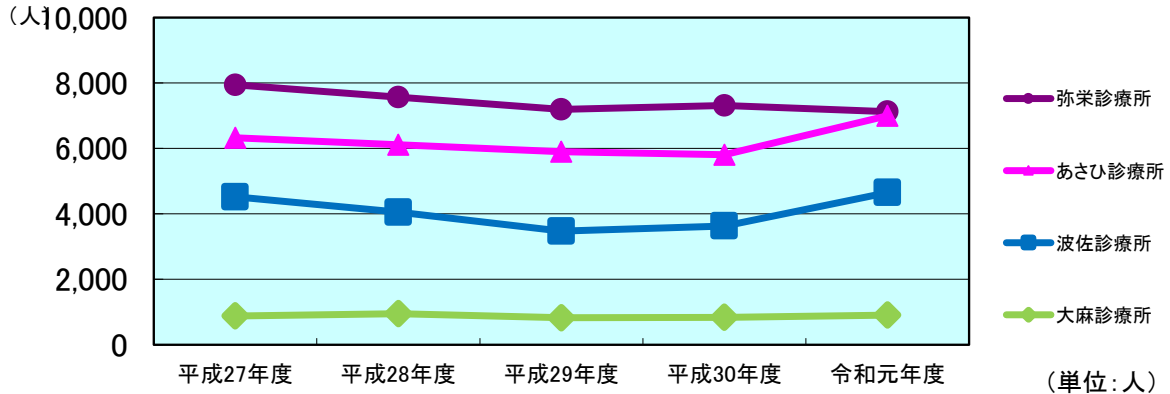
2 市内現地視察等を終えての意見交換

3 その他

令和元年度国保診療所の診療状況について

診療所名	診療科目	診療日
大麻診療所	内科・漢方内科・心療内科	火・水・金(すべて午後のみ)
波佐診療所 (小国出張所)	内科・小児科	月～土(金は午前のみ、土は第1、第3週の午前のみ) ※小国出張所は、木の14時～14時30分
あさひ診療所	内科・小児科・整形外科	月～土(金・土は午前のみ、土は第1、第3週の午前のみ)
弥栄診療所	内科・眼科(毎月第3木曜日のみ)	月～土(金は午前のみ、土は第2、第4週の午前のみ)

1 延べ患者数の推移

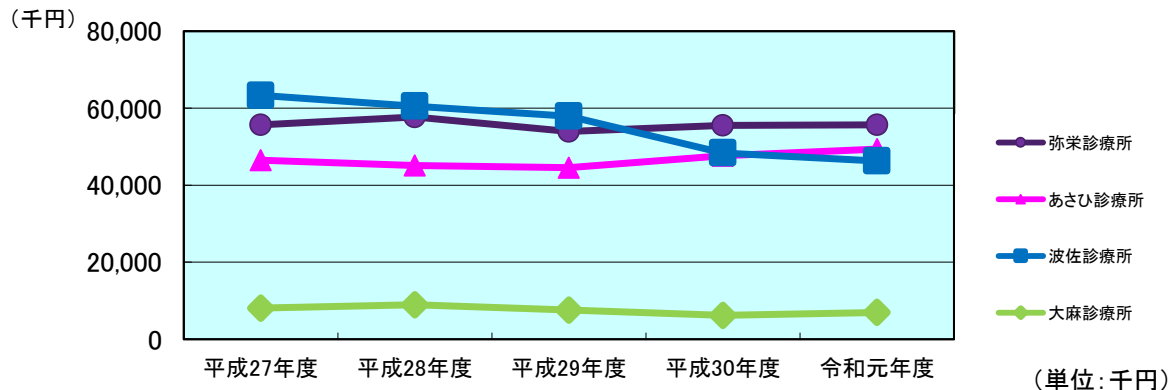


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	19,673	18,687	17,396	17,595	19,683
大麻診療所	884	950	828	838	909
波佐診療所	4,521	4,054	3,474	3,632	4,650
内:小国出張所	316	263	187	163	126
あさひ診療所	6,323	6,115	5,899	5,809	6,999
弥栄診療所	7,945	7,568	7,195	7,316	7,125

※波佐診療所は小国出張所を含む
※診療圏で生活できなくなり施設入所等をされる患者が増えている

2 診療に係る収入額の推移

※患者の一部負担金を含む

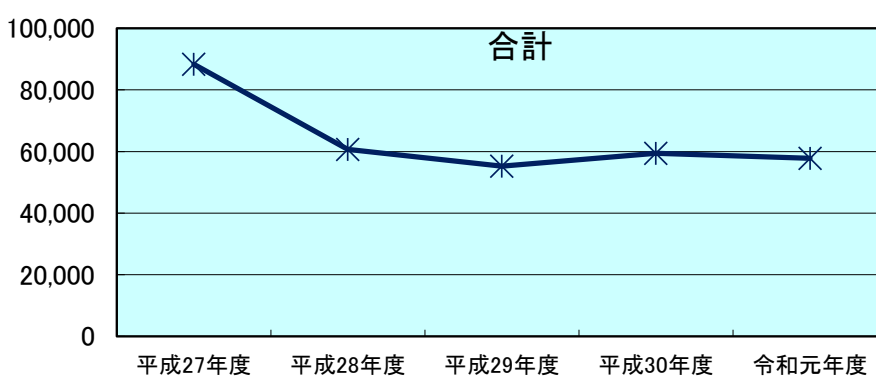


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	173,655	172,410	164,059	157,841	158,328
大麻診療所	8,084	8,967	7,584	6,214	6,973
波佐診療所	63,340	60,555	57,941	48,413	46,298
あさひ診療所	46,520	45,159	44,568	47,648	49,387
弥栄診療所	55,711	57,729	53,966	55,566	55,670

※波佐診療所は小国出張所を含む
※波佐診療所及び大麻診療所は院内処方のため、薬に係る収入額を含む

3 運営補助金(歳出－歳入)の推移

(千円)



(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	88,338	60,658	55,258	59,433	57,849
大麻診療所	-1,063	-1,576	-828	65	-466
波佐診療所	22,553	14,486	14,462	3,903	3,371
あさひ診療所	41,460	29,923	18,324	17,770	9,796
弥栄診療所	25,388	17,825	23,300	37,695	45,148

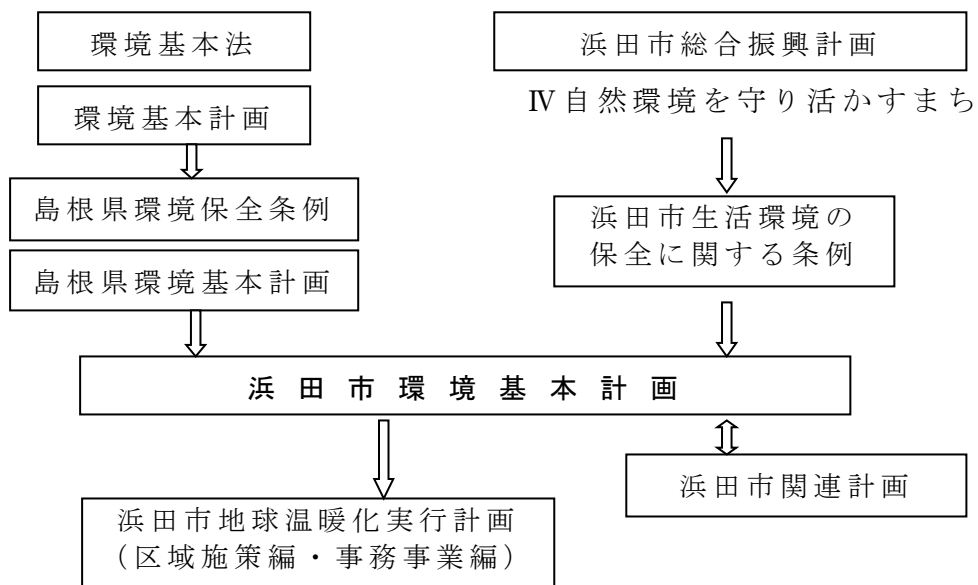
※波佐診療所は小国出張所を含む

第 3 次浜田市環境基本計画の策定について

1 策定の必要性・位置づけ

この計画は「浜田市生活環境の保全に関する条例」第 19 条により策定が義務付けられており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を定めるものです。

「第 2 次浜田市総合振興計画」を上位計画とし、市民・事業者・市が一体となった取組みを進めていくための指針となります。



2 策定方針

「第 2 次浜田市環境基本計画(平成 22 年 3 月)」策定後の社会情勢の変化や国内外の環境政策の動向等に対応するため、見直しを行います。

- ・ S D G s (持続可能な開発目標) の採択(2015 年 9 月)
- ・ 「パリ協定」の採択(2015 年 12 月)など
- ・ 国の第 5 次環境基本計画における政策展開の方向性を踏まえ、近年の経済・社会情勢の変化による環境課題を反映

3 対象とする環境範囲

快適環境、自然環境、生活環境、地球環境

4 第 3 次計画の期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

5 策定スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 令和2年8月 | 第1回庁内検討会議
第1回環境審議会幹事会
第1回環境審議会 |
| 9月 | 第2回庁内検討会議
第2回環境審議会幹事会
第2回環境審議会
・第3次環境基本計画素案決定 |
| 11月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和3年1月 | 第3回庁内検討会議
第3回環境審議会幹事会
第3回環境審議会
・答申 |
| 2月 | 計画決定 |

6 策定体制

- (1) 庁内検討会議（関係課長級 17名）
関係各課の意見聴取、調整
- (2) 浜田市環境審議会 幹事会（部長級 11名）
審議事項の検討
- (3) 浜田市環境審議会（委員 19名）
諮問、審議、答申
- (4) 市議会（福祉環境委員会・全協）
原案・最終案報告
- (5) 事務局（本庁環境課）
策定作業、連絡調整

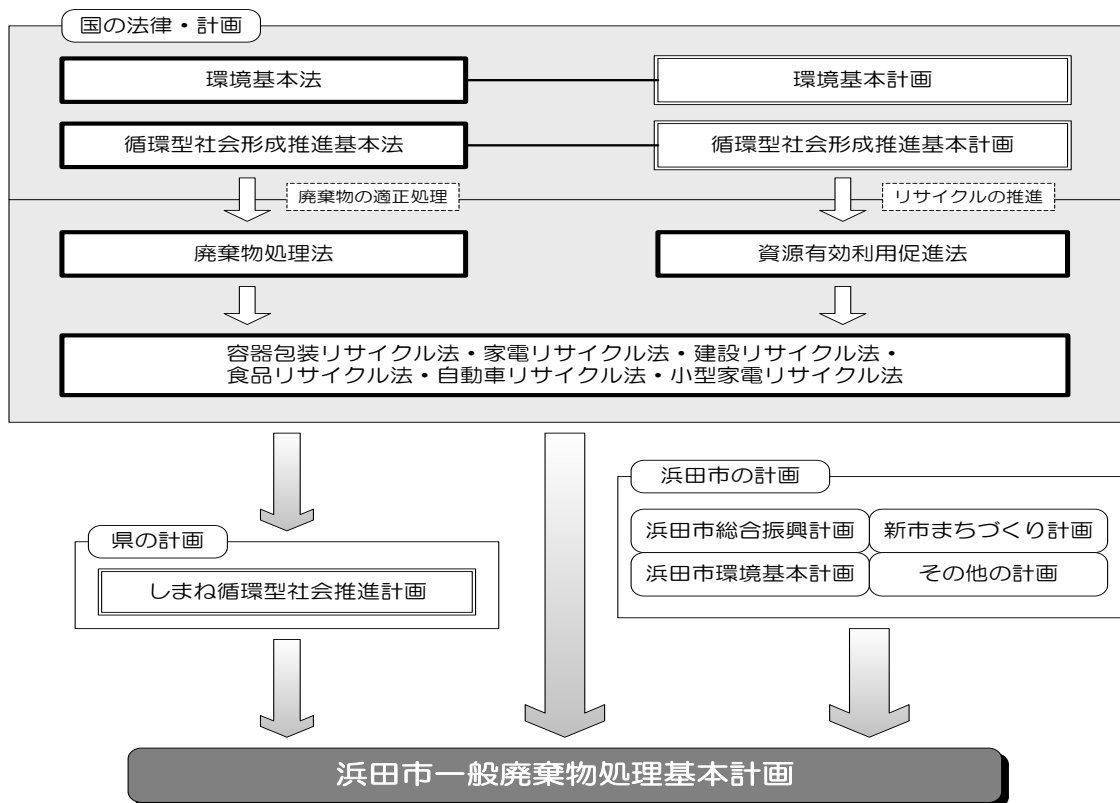
一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 計画策定の必要性

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項において、市町村は「一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」とされています。

2 策定方針・計画の位置づけ

本計画は、本市が廃棄物処理法第 6 条に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を示す計画です。そのため、国の法律・計画、島根県の計画ならびに本市の総合振興計画と整合した計画を策定します。



3 計画の目的

これまでの社会経済システムや生活スタイルを環境に配慮したものへと転換し、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使い、不用になったものや資源として使えるものは再生利用することによって廃棄されるものを最小限に抑える社会、すなわち『循環型社会』の構築を目指します。

- (1) 市民、事業者、行政の三者協働による取り組みの更なる推進
- (2) ごみの減量と再資源化によるごみ処理経費の節減
- (3) 現行計画のごみ発生量推計値、ごみ削減目標値の見直し

4 計画の期間

- (1) 国の策定指針に基づき、「令和 3 年度から令和 12 年度」までの 10 年間とします。
- (2) 令和 7 年度に再検討し、経済、社会情勢の変化により見直しを行います。

5 策定スケジュール

令和2年7月29日	12月	12～1月	令和3年2月	3月
審議会 諮問	審議会	パブリック コメント	審議会 答申	計画策定

6 計画の審議機関

浜田市環境清掃対策審議会委員名簿

区分	役職	選出区分	氏名
識見者	委員	浜田市食生活改善推進協議会	宮本 美保子
	委員	島根県立大学総合政策学部	豊田 知世
	委員	浜田商工会議所	田村 洋二
	委員	石央商工会	山川 俊二
	委員	旭町女性組織連絡協議会	馬場 真由美
受益者	委員	浜田自治区代表	大橋 美津子
	委員	金城自治区代表	大崎 嘉光
	委員	旭自治区代表	大屋 マサ子
	委員	弥栄自治区代表	長谷川 みゆき
	委員	三隅自治区代表	楨内 京子

事務局 (浜田市)	市民生活部長	斗光 秀基
	環境課長	野田 貢治
	環境課廃棄物衛生係長	岡本 和博
	環境課廃棄物衛生係主任主事	浜崎 英之

7 計画の委託先

島根県大田市久利町久利 729 番地
日本水工設計株式会社 大田事務所

8 計画の内容

<p>第1節 ごみ処理基本計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務実施方針 2 本市の概要 3 ごみ処理の現状及び課題 4 ごみ処理行政の動向 5 計画策定の基本的考え方 6 ごみ処理基本計画
--

<p>第2節 生活排水処理基本計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務実施方針 2 地域の特性把握等 3 計画の基本方針・目標年次 4 生活排水の排出状況 5 生活排水の処理主体 6 生活排水処理基本計画 7 その他必要な事項
--

下水道事業の公営企業会計への更なる移行について

1 移行の背景

総務省からの平成27年通知（集中取組期間）に基づき、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、令和2年4月1日から公共下水道事業を公営企業会計へ移行しました。また、同省からの平成31年通知（拡大集中取組期間）に基づき、公営企業会計への移行の更なる推進が要請され、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業の3事業についても、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に向け準備を進めています。

2 今後のスケジュール

令和2年度 固定資産調査（農集、漁集）

令和3年度 固定資産調査（ " ）

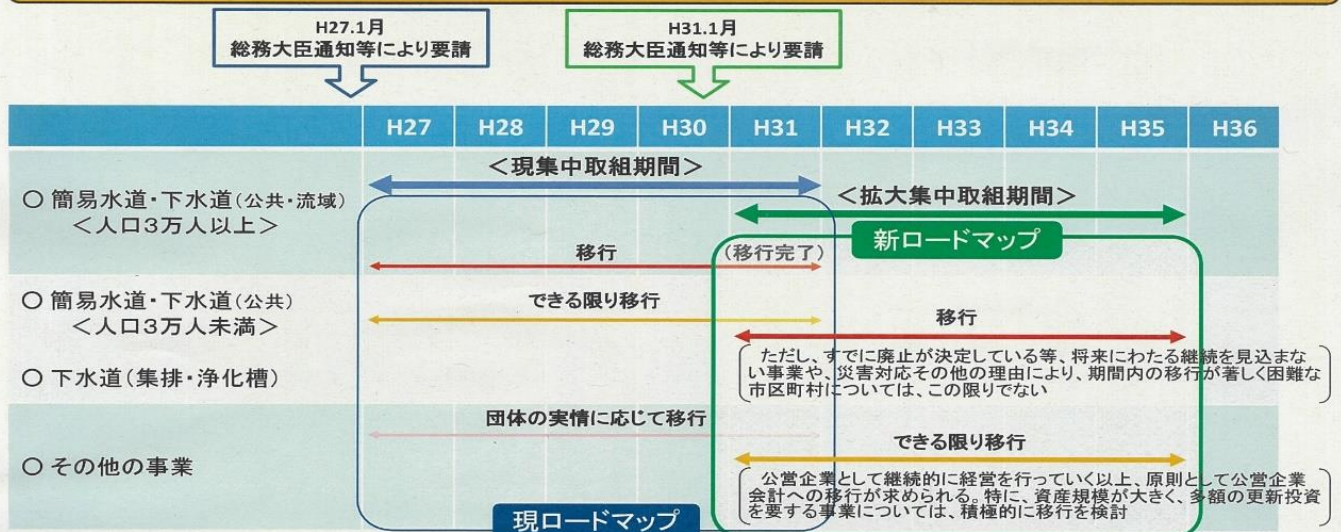
令和4年度 固定資産調査（農集、生排）、条例・規則整備、会計システム構築

令和5年度 条例・規則改正、打ち切り決算、会計システム導入

令和6年度 公営企業会計へ移行

3 総務省のロードマップ

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。